★★★★★令和4年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	埼玉県	電話番号	0493-63-5031	通常分 既配分額（国のR3予算・交付限度額①、②、③、④）	360,479		通常分　交付限度額① （令和3年度本省繰越分）（国のR3予算）	280,615
地方公共団体名	東松山市	メールアドレス	seisakusuishinka@city.higashimatsuyama.lg.jp	通常分 既配分額（国のR4予算・交付限度額⑤）	203,560		通常分　交付限度額② （令和4年1～3月補助裏分）（国のR3予算）	12,011
都道府県・市町村コード（5桁）	11212	交付対象経費	国のR3予算分（交付限度額①、②、③、④）：586,862	重点交付金分 既配分額（国のR4予算・交付限度額⑥）	179,822		通常分　交付限度額③ （令和4年4月以降補助裏分）（国のR3予算）	22,789
担当部局課名	政策財政部政策推進課		地方単独事業費：564,516	通常分 既配分額（国のR4予算・交付限度額⑦）	－		通常分　交付限度額④ （令和4年4月28日通知）（国のR3予算）	67,853
担当者氏名	堀越　和行		国庫補助事業費：22,346	通常分　今回配分予定額 （国のR3予算・交付限度額①、②、③、④）	22,789		小計　通常分　交付限度額①+②+③+④ （国のR3予算）	383,268
			国のR4予算分(R4.4.28)（交付限度額⑤）：220,000	通常分　今回配分予定額 （国のR4予算・交付限度額⑤）	－		通常分　交付限度額⑤ （令和4年4月28日通知）（国のR4予算）	203,560
			地方単独事業費：220,000	重点交付金分　今回配分予定額 （国のR4予算・交付限度額⑥）	－		重点交付金分　交付限度額⑥ （令和4年9月20日通知）（国のR4予算）	179,822
			国庫補助事業費：－	通常分　今回配分予定額 （国のR4予算・交付限度額⑦）	－		通常分　交付限度額⑦ （令和4年12月補助裏分）（国のR4予算）	－
			国のR4予算分(R4.9.20)（交付限度額⑥）：187,673	通常分　配分予定額計 （国のR3予算・交付限度額①、②、③、④）	383,268			
			地方単独事業費：187,673	通常分　配分予定額計 （国のR4予算・交付限度額⑤）	203,560			
			国庫補助事業費：－	重点交付金分　配分予定額計 （国のR4予算・交付限度額⑥）	179,822		本省繰越希望額 （R4予備費により措置された通常交付金分交付限度額⑤に係る希望額）	－
			国のR4予算分（交付限度額⑦）：－	通常分　配分予定額計 （国のR4予算・交付限度額⑦）	－		本省繰越希望額 （R4予備費により措置された重点交付金分交付限度額⑥に係る希望額）	－
			地方単独事業費：－	配分予定額計	766,650		本省繰越希望額 （R4補正予算により措置された補助裏分（法定率事業に限る）交付限度額⑦に係る希望額）	
			国庫補助事業費：－	移替先	総務省		交付限度額計	766,650

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B' 国のR3予算分（交付限度額①、②、③、④）	B'' 国のR4予算分（交付限度額⑤）	B''' 国のR4予算分（交付限度額⑥）	B'''' 国のR4予算分（交付限度額⑦）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考② （事業の終期が令和5年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
合計												1,034,485	994,535	586,862	220,000	187,673	－	24,329	15,621													
1	R3	単	－	東松山市事業者活動支援金		通常交付金	○	③-Ⅰ-4. 事業者への支援	○	－		300,500	300,500	300,500						①コロナ禍での厳しい状況に加え、急激な物価上昇に対応するため支援金を給付する。 ②給付金、事務費 ③ 給付金：　個人事業主50,000円×2,750件＝137,500,000円 法人100,000円×1,500件＝150,000,000円 事務費：13,000,000円（内訳は下記のとおり） ・任期付き職員、会計年度任用職員人件費　5,748,000円 ・人材派遣委託料　1,584,000円 ・パソコン及び複写機使用料　1,746,000円 ・郵便料　1,743,000円 ・その他（消耗品費、印刷費、口座振替手数料）　2,179,000円 合計：300,500,000円 ④市内中小企業・小規模事業者　4,250事業所	－	－	－	－	R4.6	R5.3	給付事業者数　／　給付希望事業者数 100%	市HP				R4補正（地）
2	R3	単	－	民生委員・児童委員協議会連合会補助事業		通常交付金	○	③-Ⅰ-5. 生活・暮らしへの支援	○	－		1,944	1,944	1,944						①民生委員・児童委員の活動費に通信費分を上乗せし、新型コロナウイルスの感染リスクが低い方法で効果的な見守り活動を行うことができるよう支援する。 ②電話料、郵便料 ③通信費　@1,000円×12か月×162人＝1,944,000円 ④民生委員・児童委員協議会連合会	－	－	－	－	R4.4	R5.3	非接触による見守り活動件数 8,000件/年以上（全民生委員・児童委員の総計）	市HP				R4補正（地）
3	R3	単	－	東松山市生活困窮世帯に対する臨時特別給付金		通常交付金	○	③-Ⅰ-5. 生活・暮らしへの支援	○	－		85,500	85,500	85,500						①長引くコロナの影響を大きく受けているにも関わらず、これまで公的支援の対象となっていなかった生活困窮世帯に対し、給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③ 給付金：50,000円×1,650世帯＝82,500,000円 事務費：3,000,000円（内訳は以下のとおり） ・会計年度任用職員人件費　638,000円 ・人材派遣委託料　872,000円 ・郵便料　814,000円 ・その他（消耗品費、印刷費、口座振替手数料、複写機使用料）676,000円 合計：85,500,000円 ④これまで公的支援の対象となっていなかった生活困窮世帯1,650世帯	－	－	○	－	R4.6	R5.3	給付者数　／　給付対象数 90%以上	市HP、広報紙、DM				R4補正（地）
4	R3	単	－	東松山市立市民病院事業会計繰出・補助（医療機関における新型コロナウイルス感染症患者の受入れ促進事業）		通常交付金	○	③-Ⅰ-1. 医療提供体制の強化	○	－		4,108	4,108	4,108						①東松山市立市民病院は、第2種感染症指定医療機関である。コロナ禍における公立病院の感染症対応の重要性は増しており、今後の感染症対策を強化するため、現在3階にある感染症病床を本館5階へ移設し病床数を4床から6床へ増床する。 ②東松山市病院事業会計へ繰り出し、感染症病棟の施設整備費（改修費）のうち設計業務費用の2分の1を交付対象経費とする。 ③設計費 8,217千円 　8,217千円÷2≒4,108千円 ④東松山市立市民病院	－	－	－	－	R4.4	R5.3	感染症病床の増床（4床から6床へ）を含めた東松山市立市民病院感染症病棟改修事業の設計を完了する。	市HP				R4補正（地）
5	R3	単	－	電子図書館サービス導入事業		通常交付金	○	③-Ⅲ-2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	○	－		2,346	2,346	2,346						①新型コロナウイルス感染症対策として、非来館型のサービスを導入にし、感染リスクの低減を図る。 ②電子図書館システムの初期導入費、利用料及び電子書籍購入費 ③広域(7市町)電子図書館の導入に係る負担金 【広域導入に係る経費】 ・初期導入費　700,000円×1.1=770,000円 ・システム利用料　875,000円×1.1=962,500円 ・電子書籍購入費　5,320,000円×1.1=5,852,000円 計7,584,500円（うち本市負担金：2,346,000円） 本市負担金積算明細：7,584,500円のうち45%を均等割、55%を人口割として7市町で負担。均等割：487,575円　人口割：1,858,342円（東松山市91,791人/参加7市町合計206,046人） ④地方公共団体：東松山市立図書館	－	－	－	－	R4.7	R5.3	令和4年度の電子図書館利用登録者数（広域7市町）6,000人以上	市HP				R4補正（地）
6	R4	単	○	東松山市水道事業会計繰出・補助（水道料金減免事業）（国のR4予算分）		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		220,000	220,000		220,000					（№16と同一事業） ①コロナ禍において物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6か月分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③基本料金免除額：6か月244,500千円（公共施設を除く）　※10月から3月まで一月当たり　40,750千円 （合計）　244,500千円（内220,000千円分） 【参考】 （基本料金2ヶ月分、口径13,20,25mm：1,650円、30mm：12,320円、40mm：22,220円、50mm：33,000円　75mm：84,920円　100mm：141,900円　150mm：312,400円） ※奇数月検針　10、12、2月請求分　　偶数月検針　11、1、3月請求分　毎月検針　10、11、12、1、2、3月請求分 ④市内の全水道使用者（公共施設を除く）	－	－	－	－	R4.7	R5.3	基本料金免除者数（公共施設を除く）／基本料金免除対象者数（公共施設を除く） 100%	市HP、水道HP、検針票				R4補正（地）
7	R3	単	○	学校給食費負担軽減事業		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		19,953	19,953	19,953						①コロナ禍で高騰する食材費の増額分を支援することで、保護者の負担を増やすことなく、学校給食の質及び量を維持し、円滑に実施する。 ②賄材料費：13,911千円（学校給食センターで購入している分） 　学校給食用食材購入委託料：6,042千円（委託先で購入している分） ③[交付金対象分] 月額×消費者物価指数上昇見込み×児童生徒数×月数（9月から3月までの7ヶ月分） （小学校）4,100円×0.1×4,388人×7ヶ月＝12,593,560円 （中学校）4,800円×0.1×2,190人×7ヶ月＝　7,358,400円 （合計）12,594千円＋7,359千円＝19,953千円 ※さいたま市消費者物価指数[食料]（前年同月比・4月分実績値0.04 ⇒今後の物価上昇を勘案し0.1とする。 ④市内市立小・中学校に通学し、学校給食を喫食している児童生徒の保護者	－	－	－	－	R4.7	R5.3	学校給食費上昇率0%	市HP、給食だより				R4補正（地）

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B' 国のR3予算分（交付限度額①、②、③、④）	B'' 国のR4予算分（交付限度額⑤）	B''' 国のR4予算分（交付限度額⑥）	B'''' 国のR4予算分（交付限度額⑦）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和5年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
8	R3	単	○	学校給食提供事業者支援事業		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		1,318	1,318	1,318						①コロナ禍で高騰する物価の影響を受けている学校給食提供事業者に対し、光熱費等の高騰分を支援することで、安定的な給食提供を維持する。このことにより光熱費等の高騰分が食材費に転嫁されることを防ぎ、もって保護者の負担を増やすことなく、学校給食の質及び量を維持し、円滑に実施する。 ②学校給食提供事業者に対する支援金：1,318千円 ③加工運搬費 1食当たり加工運搬費×光熱水費等割合×消費者物価指数上昇見込み×提供食数（9月から3月までの7ヶ月分）※ただし、提供食数は、教職員分を除いて積算している。 215円×0.148×0.1×414,000食＝1,317,348円　＝1,318千円 ※さいたま市消費者物価指数［食料］（前年同月比・4月分実績値）0.04 ⇒今後の物価上昇を勘案し0.1とする。（他事業と同様） ④学校給食提供事業者（市内市立小・中学校に通学し、学校給食を喫食している児童生徒の保護者）	－	○	－	－	R4.7	R4.12	学校給食費上昇率0%	市HP				R4補正（地）
9	R3	単	○	保育施設等給食費等支援事業		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		12,410	11,050	11,050					1,360	①コロナ禍の食材費高騰により、保育施設等の給食費や放課後児童クラブのおやつ代について、保護者負担を据え置くため、各施設に対して価格上昇相当分の支援を行う。 ②公立公営保育所：賄材料費、公立民営施設：支援金、民営施設：支援金 ③④給食費又はおやつ代（円）×人数×消費者物価上昇見込み×月数（R4.9～R5.3の7か月）で積算※ただし、人数は、教職員分を除いて積算している。 【公立公営保育所（1か所）】5,100円×0.1×119人×7か月≒424,000円 【公立民営保育所（4か所）】5,100円×0.1×350人×7か月≒1,247,000円 【民営保育施設（認可外含む）（29か所）】6,100円×0.1×1,177人×7か月≒5,013,000円 【認定こども園、幼稚園（8か所）】4,800円×0.1×1,243人×7か月≒4,173,000円 【公立民営放課後児童クラブ（7か所）】2,000円×0.1×463人×7か月≒646,000円 【民営放課後児童クラブ（12か所）】2,000円×0.1×651人×7か月≒907,000円 合計：12,410千円 （その他財源　埼玉県補助：1,360,000円）	－	－	－	－	R4.7	R5.3	給食費等の利用者負担金上昇率0%	市HP				R4補正（地）
10	R3	単	○	配食サービス負担軽減事業		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		1,130	1,130	1,130						①コロナ禍で高騰する食材費の増額分を支援することで、利用者の負担を増やすことなく、配食サービスの質及び量を維持し、円滑に実施する。 ②配食サービス提供事業者への支援金 ③1食あたり×消費者物価指数上昇見込み×食数/月×月数（9月から3月までの7ヶ月分） 587円×0.1×2,750食/月×7ヶ月＝1,129,975円≒1,130千円 ※さいたま市消費者物価指数［食料］（前年同月比・4月分実績値0.04 ⇒今後の物価上昇を勘案し0.1とする。 ④市内配食サービス利用者	－	○	－	－	R4.7	R4.12	配食サービスの利用者負担金上昇率0%	市HP				R4補正（地）
11	R3	単	○	農業における物価高騰対策支援事業		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		23,030	23,030	23,030						①コロナ禍における物価高騰の影響を大きく受けている農業者に対し支援金を交付することで営農の継続を支援する。（農業生産に必要となる肥料、農業資材、燃油、飼料などの価格が高騰しており、どの経営品目でも農業経営を圧迫している。また太陽や畜産などを中心に農業者はその高騰分を適切に価格転嫁できていない状況にある。） ②農業者への支援金、事務費 ③④令和3年分の申告において、500,000円以上の農業収入がある農業者（個人及び法人）を対象とし、市内で営農していることを要件に支援する。 ○対象　200経営体（市外在住だが市内で営農している25経営体含む）を見込む。 ○支援金 ・農業収入500,000円以上～1,000,000円未満　50経営体×50,000円＝2,500,000円 ・農業収入1,000,000円以上～5,000,000円未満　100経営体×100,000円＝10,000,000円 ・農業収入5,000,000円以上　50経営体×200,000円＝10,000,000円 計22,500,000円 ○事務費 ・郵便料（交付決定通知等）56,000円 ・消耗品費（封筒、ラベル代等）41,000円 ・会計年度任用職員　報酬　1,040円×5時間×16日×5ヶ月＝416,000円 旅費　210円×16日×5ヶ月＝16,800円 計529,800円 合計23,029,800円	－	－	－	－	R4.11	R5.3	交付申請者数/交付対象者数 90%	市HP				R4補正（地）
12	R4	単	○	障害福祉サービス事業所等支援事業		重点交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		8,310	8,310			8,310				①コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の障害福祉サービス事業所等の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービス提供を支援する。 ②障害福祉サービス事業所等への給付金、事務費 ③④ ○対象　市内障害サービス事業所及び生活サポート事業所　全160事業所 ○給付金 ・入所系事業所　9,000円/1人（定員）9,000円×312人（3事業所）＝2,808,000円 ・共同生活援助事業所　40,000円/1事業所　40,000円×45事業所＝1,800,000円 ・訪問系事業所 20,000円/1事業所　20,000円×41事業所＝ 820,000円 ・障害者通所系事業所　40,000円/1事業所　40,000円×39事業所＝1,560,000円 ・障害児通所系事業所　20,000円/1事業所　20,000円×24事業所＝480,000円 ・生活サポート事業所　100,000円/1事業所　100,000円×8事業所＝800,000円 計 160事業所　8,268,000円 ○事務費 ・申請勧奨通知　@94×160事業所＝15,040円 ・返信用切手　@84×160事業所＝13,440円 ・交付決定通知　@84×160事業所＝13,440円 計 41,920円 合計 8,309,920円	－	－	－	－	R4.11	R5.2	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R4補正（地）
13	R4	単	○	介護サービス事業所支援事業		重点交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		12,019	12,019			12,019				①コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービス提供を支援する。 ②介護サービス事業所への給付金、事務費 ③④ ○対象　市内介護サービス事業所　全123事業所 ○給付金 ・入所系事業所（短期入所含む）6,000円/1人（定員）6,000円×1,322人（29事業所）＝ 7,932,000円 ・訪問系事業所（居宅・包括含む）25,000円／1事業所　25,000円×60事業所＝ 1,500,000円 ・通所系事業所　75,000円／1事業所　75,000円×34事業所＝2,550,000円 計 123事業所　11,982,000円 ○事務費 ・申請勧奨通知　@94×127事業所＝11,938円 ・返信用切手　@84×127事業所＝10,668円 ・交付決定通知　@84×127事業所＝10,668円 ・再申請勧奨通知　@94× 30事業所＝ 2,820円 計 36,094円 合計 12,018,094円	－	－	－	－	R4.11	R5.2	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R4補正（地）
14	R4	単	○	子育て世帯支援事業		重点交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		162,930	162,930			162,930				①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受けている子育て家庭を支援するため給付金を支給する。 ②給付金、事務費 ③④ ○対象　児童手当受給世帯の児童　10,650人（市内在住の年度末年齢0～15歳の子ども）※令和5年2月生まれの児童分までを本交付金の対象とする。 ※高所得者を除く（特例給付受給者及び特例給付限度額超過者） ○給付金 ・15,000円×10,650人=159,750,000円 ○事務費 ・印刷製本費　7,000通×20円×1.1=154,000円 ・郵便料　7,000通×84円=588,000円 ・振込手数料　6,510件×55円=358,050円 ・組戻手数料　10件×880円=8,800円 ・会計年度任用職員　報酬　1,040円×5時間×16日×3月×2人=499,200円 旅費　210円×16日×3月×2人=20,160円 ・消耗品費　11,000円 ・システム改修費　1,400,000円×1.1=1,540,000円 計3,179,210円 合計162,929,210円 ※令和5年3月～4月1日に生まれた子の分については、市が別途、単独事業として一般財源にて給付事業を実施。	－	－	○	－	R4.11	R5.3	交付者/交付希望者 100%	市HP				R4補正（地）

No.	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B' 国の R3予算分（交付限度額①、②、③、④）	B'' 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B''' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B'''' 国の R4予算分（交付限度額⑦）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	協力要請推進枠又は検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考② （事業の終期が令和5年3月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
15	R4	単	○	保育施設等光熱費負担軽減事業		重点交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,755	4,414			4,414			1,341	①コロナ禍における物価高騰の影響を受ける保育施設等に対し、保育提供体制の確保・維持のため、光熱費の価格上昇相当分について支援を行う。 ②支援金 ③④1人当たり価格上昇相当額(R4.10～R5.3の6か月分)×定員で積算 ・公立民営保育所(4か所)2,520円×325人≒817,000円 ・民営保育施設(認可外含む)(30か所)2,520円×1,171人≒2,936,000円 ・認定こども園(2か所)2,520円×245人≒616,000円 ・公立民営放課後児童クラブ(7か所)1,296円×477人≒614,000円 ・民営放課後児童クラブ(12か所)1,296円×600人≒772,000円 計　55か所　5,755,000円 (その他財源　埼玉県補助:1,341,000円)	－	－	－	－	R4.11	R5.3	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R4補正(地)
16	R3	単	○	東松山市水道事業会計繰出・補助(水道料金減免事業)(国のR3予算分)		通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		24,500	24,500	24,500						(No.6と同一事業) ①コロナ禍において物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、水道料金の基本料金を6か月分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③基本料金免除額:6か月244,500千円(公共施設を除く)　※10月から3月まで一月当たり　40,750千円 （合計）　244,500千円(内24,500千円分) 【参考】 (基本料金2ヶ月分、口径13,20,25mm:1,650円、30mm:12,320円、40mm:22,220円、50mm:33,000円　75mm:84,920円　100mm:141,900円　150mm:312,400円) ※奇数月検針　10、12、2月請求分　　偶数月検針　11、1、3月請求分　毎月検針　10,11,12,1,2,3月請求分 ④市内の全水道使用者(公共施設を除く)	－	－	－	－	R4.7	R5.3	基本料金免除者数(公共施設を除く)／基本料金免除対象者数(公共施設を除く) 100%	市HP、水道HP、検針票				R4補正(地)
17	R3	単	－	インフルエンザ予防接種事業		通常交付金	○	③-Ⅰ-1. 医療提供体制の強化	○	－		72,673	72,673	72,673						①新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクの高い高齢者に対し、接種費用の一部を助成することにより、インフルエンザワクチン接種を促す。これにより高齢者の同時感染時等の重症化リスクを低減する。また、コロナとインフルエンザの同時流行を防止することで医療供給体制への負荷低減を図る。 ②インフルエンザ予防接種委託料 ③委託料 一般4,980円×14,200人=70,716,000円 生保5,980円×180人=1,076,400円 一般(個別)3,500円×200人=700,000円 生保(個別)4,500円×40人=180,000円 合計　72,672,400円 ④1.接種時に65歳以上の方 2.接種時に60歳から64歳の方で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方。(身体障害者手帳1級を取得の方)	－	－	－	－	R4.10	R5.3	接種者/接種対象者 50%	市HP				R4当初(地)
18	R3	単	－	自宅療養者支援事業		通常交付金	○	③-Ⅰ-1. 医療提供体制の強化	○	－		16,464	16,464	16,464						①新型コロナウイルス感染症の陽性者及びその濃厚接触者で自宅療養中の者に対し、食料品の配布やパルスオキシメーターの貸与をすることで、療養者の生活を支援する。 ②食料品等購入費、パルスオキシメーター郵送料、配送業務委託料等 ③食料品等(4,100人分)　11,100,000円 ウェットティッシュ(1,100個)　140,000円 発送に必要な消耗品等:段ボール(1,440枚)、ガムテープ(60巻)、ポリ袋(1,800枚)等　280,000円 配送委託料(2,200軒)　3,800,000円 パルスオキシメーター郵便料(2,200回分)　1,144,000円 合計　16,464,000円 ④新型コロナウイルス感染症の陽性者及びその濃厚接触者で、自宅療養中の者	－	－	－	－	R4.4	R5.3	配布件数/配布希望件数 100%	市HP				R4当初(地)
19	R3	補	－	子ども・子育て支援交付金	内閣府	通常交付金	○	③-Ⅰ-3. 感染防止策の徹底	○	－		29,500	9,834	9,834				9,833	9,833	(新型コロナウイルス感染症対策支援事業【特例措置分(2)】) ①新型コロナウイルス感染拡大防止に繋げるため、各保育施設での感染症対策に係る経費を補助 ②・職員が感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に実施していくために必要な経費 ・マスクや消毒液等の感染防止用備品の購入等に必要な経費 ・感染症対策のための改修に必要な経費 ③令和4年度子ども・子育て支援交付金交付申請額「特例措置分(2)」国庫補助基本額29,500,000円のうち、国負担分(1/3)9,833,000円・県負担分(1/3)9,833,000円を除いたもの。市負担分＝9,834,000円 ④放課後児童クラブ20か所、地域子育て支援拠点事業所4か所、一時預かり事業所9か所、病児保育事業所1か所	－	－	－	－	R4.4	R5.3	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R3補正(国)
20	R3	補	－	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚生労働省	通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		702	176	176				526		(保護決定等体制強化事業) ①コロナ禍において増加傾向にある被保護者に対し、速やかに支援を実施するため、福祉事務所の体制整備を行う。 ②会計年度任用職員1名の報酬及び費用弁償 ③報酬670,490円＋費用弁償23,100円=701,580円 ④地方公共団体(福祉事務所)	－	－	－	－	R4.9	R5.3	保護決定の標準処理期間は14日以内(特別な事情がある場合は30日以内)とされているが、受付件数にかかわらず、14日以内に処理する割合を50%とする。	市HP				R3補正(国)
21	R3	補	－	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚生労働省	通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		3,272	819	819				2,453		(生活困窮者自立支援の機能強化事業) ①コロナ禍において増加傾向にある生活困窮者に対し、速やかに支援を実施するため、自立相談支援機関の体制整備を行う。 ②有期で雇用する事務職員1名の給与、諸手当及び共済費 ③給与1,999,272円＋諸手当822,408円＋共済費450,102円=3,271,782円 ④地方公共団体(生活困窮者自立相談支援機関)	－	－	－	－	R4.4	R5.3	住居確保給付金の標準処理期間を30日、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の標準処理期間を15日としているが、受付件数にかかわらず、当該期間に処理する割合を100%とする。	市HP				R3補正(国)
22	R3	補	－	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	通常交付金	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		13,500	6,750	6,750				6,750		(保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)) ①各保育施設における新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な物品購入費等の経費に対し補助を行う。 ②民営保育施設へ補助金交付、公設公営保育所における消毒液等の購入費用 ③保育施設の定員数により 500千円×14施設＝7,000千円 400千円×5施設＝2,000千円 300千円×15施設＝4,500千円 合計33施設　13,500千円 ④公設公営を含む保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設	－	－	－	－	R4.4	R5.3	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R3補正(国)
23	R3	補	－	保育対策総合支援事業費補助金	厚生労働省	通常交付金	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		9,261	3,087	3,087				3,087	3,087	(保育環境改善等事業(感染症対策のための改修整備等事業)) ①民営保育施設における、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要な改修や設備の整備等の経費に対し、補助を行う。 ②補助金交付 ③1,029千円×9施設＝9,261,000円 国庫補助基本額9,261,000円のうち、国負担分(1/3)3,087,000円・県負担分(1/3)3,087,000円を除いたもの。市負担分＝3,087,000円 ④民営保育所及び民営地域型保育事業所	－	－	－	－	R4.4	R5.3	交付施設数/交付希望施設数 100%	市HP				R3補正(国)
24	R3	補	－	学校保健特別対策事業費補助金	文部科学省	通常交付金	○	③-Ⅰ-3. 感染防止策の徹底	○	－		3,360	1,680	1,680				1,680		(学校等における感染症対策等支援事業) ①学校における新型コロナウイルス感染症対策等を講じる取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組を実施することで、児童生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、学校教育活動の円滑な運営を支援する。 ②学校教育活動の着実な継続のため、密閉・密集・密接を回避し、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要となる物品の購入等。 ③学校規模により 140,000円×　2校=　280,000円 210,000円×12校=2,520,000円 280,000円×　2校=　560,000円 16校合計　　3,360,000円(補助基準額) ④学校設置者(市立小・中学校)	－	－	－	－	R4.4	R5.3	交付施設数／交付希望施設数 100%	市HP				R3補正(国)
25																																
26																																
27																																
28																																
29																																
30																																
31																																
32																																
33																																
34																																
35																																
36																																
37																																
38																																